

(第63号議案)

中野区防災会議条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 中野区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) <u>区長の諮問に応じて、区の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>指定公共機関又は指定地方公共機関若しくは公共的団体の役員又は職員のうちから区長が任命する者</u></p> <p>(8) <u>自主防災組織(災害対策基本法第5条第2項の自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者</u></p> <p>(9) 区長がその部内の職員のうちから指名する者</p> <p>(10) 区の教育委員会の教育長</p> <p>6 前項の委員の総数は<u>43人</u>以内とする。</p> <p>7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。</p> <p>8 前項の委員は、再任されることができる。</p> <p>第4条～第7条 (略) 付 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略) (所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 中野区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) <u>区の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>指定公共機関または指定地方公共機関もしくは公共的団体の役員または職員のうちから区長が任命する者</u></p> <p>(8) 区長がその部内の職員のうちから指名する者</p> <p>(9) 区の教育委員会の教育長</p> <p>6 前項の委員の総数は<u>40人</u>以内とする。</p> <p>7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。</p> <p>8 前項の委員は、再任されることができる。</p> <p>第4条～第7条 (略) 付 則 (略)</p>

中野区災害対策本部条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、中野区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>付 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、中野区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>付 則 (略)</p>